

3月11日は「東日本大震災津波を語り継ぐ日」

平成23年に発生した東日本大震災津波から3月11日で14年を迎えます。二度と同じ悲劇を繰り返さないために、次の世代へと震災の教訓を語り継ぎ、これまで得られた多くの絆に感謝し、一人一人の大切な人に思いを寄せながら、未来に向けて力を合わせて、ふるさと岩手を築いていきましょう。

岩手県復興ポスター展 くずま〜るで開催中



岩手県復興ポスター展を2月21日から3月18日までくずま〜るで開催しています。東日本大震災津波発生から14年。復興の歩みを進める県内の各地域の姿がポスターを通じてご覧いただけます。この機会にぜひお立ち寄りください。

- 期間 3月18日(火)まで
- 時間 8時30分～22時
- 会場 くずま〜る1階



ふり〜じゅ前廊下 ※自由にご覧いただけます。
 岡いらっしやい葛巻推進課 ☎65-8983

放課後子ども教室 協働活動サポーターを募集します

町では放課後子ども教室で子どもたちのサポートをする協働活動サポーターを募集しています。

■放課後子ども教室とは
放課後に安全で安心な子どもの居場所を提供する事業です。

■協働活動サポーターとは
子どもの安全を見守りながら、遊びや宿題、レクリエーションなどの活動支援や運営管理を行います。週2～3回、1回2時間、謝金1時間800円

教室名	実施日
わいわい遊びのがっこう (葛巻小学校)	毎週 月・水・金曜日 14:30～16:30
小屋瀬キッズスペース (小屋瀬小学校)	毎週 月・金曜日 14:45～16:45
江刈わいわいスペース (江刈小学校)	毎週 火・金曜日 14:30～16:30
いつかいち子どもの城 (五日市小学校)	毎週 火・金曜日 14:30～16:30

■その他
都合のつく日のみ、1時間のみなどスポット対応も可能です。お気軽にお問い合わせください。
 岡まなび交流課 ☎65-8990

葛巻町エンジョイチケット 町内での買い物を応援します

商工会でプレミアム付き商品券「葛巻町エンジョイチケット」を販売します。

エンジョイチケットを使用して、町内での買い物や食事をお楽しみください。

■販売価格 1冊4,000円(5,000円分)
※購入は1人5冊までです。

■販売冊数 限定10,000セット

■販売期間 3月18日(火)から5月30日(金)まで
平日10時～16時 ※完売次第終了
※3月18日(火)と19日(水)のみ19時まで販売しています。

■販売場所 町商工会(くずま〜る内)

■有効期間 購入日から6月30日(月)

■注意事項 購入の際は身分証明書の提示が必要です。ご協力をお願いします。
 岡町商工会 ☎66-2658



日程	班	会場	時間	対象地区
11日 (火)	1	橋場生活改善センター	10:00～11:30	大沢・橋場・野中
		江刈農村センター	13:30～15:00	泉田・小苗代・中村・寺田
	2	遠矢場林業研修センター	10:00～11:30	江刈馬淵・遠矢場・車門
		五日市生活改善センター	13:30～15:00	山岸・五日市・栗山
12日 (水)	1	元木生活改善センター	10:00～11:30	元木
		小屋瀬農村センター	13:30～15:00	小屋瀬
	2	ゆきわり荘	10:30～11:30	吉ヶ沢
		土谷川生活改善センター	13:30～14:30	土谷川
13日 (木)	1	星野生活改善センター	10:00～11:30	星野・馬場
		小田林業研修センター	13:30～15:00	小田・垂柳
	2	冬部コミュニティセンター	10:00～11:30	下冬部・田屋・根地戸・市部内・境の沢・名前端・毛頭沢
		田野構造改善センター	13:30～15:00	前里・田部馬淵・正路・寺畑・触沢・上田野
19日 (水)	1	複合庁舎くずま〜る まき×まきホール	10:00～11:30	田代・平船・田子・城内小路・下町・新町・浦子内・茶屋場・四日市・江刈川・対象地区の日程に参加できない人

町農業再生協議会では、3月に令和7年度地域農業の推進に向けた集落座談会を開催します。

農業施策の説明と営農計画書の受付を行いますので、対象農家の皆さんは左の日程表を確認の上、最寄りの会場

にてご参加ください。なお、都合がつかない人は3月28日(金)までに農林環境エネルギー課までお越しください。

岡町農業再生協議会事務局
(農林環境エネルギー課) ☎65・8984

集落座談会を開催します

引っ越しの際には 水道の手続きをお忘れなく

町から転出するなど住居を引っ越すときは、住民票の異動だけでなく水道の手続きも必要になります。水道を止める手続きをしないと、引っ越した後も料金が発生しますので、忘れずに手続きをしましょう。また、農業集落排水施設、町整備型浄化槽をご利用の場合も停止の手続きが必要です。詳しくはお問い合わせください。

■手続き(水道を止める場合)
引っ越しの日程(水道を止める日)が決まったら、水道事業所(くずま〜る3階)の窓口で「給水停止申請書」を提出してください。

■受付時間
平日 8時30分～17時15分
※3月は窓口が大変混み合いますので、早めの手続きをお勧めします。また、窓口でお待たせする場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。
 岡水道事業所 ☎65-8987



守ろう「農地」 作ろう「地域計画」

STOP!! 農地の違反転用

◎農地を転用する場合は許可または届出が必要です。

1農地転用許可が必要となるケース

- 農地に住宅などの建物を建てたり、農地を資材置場や駐車場として利用する場合
- 農地転用するために農地を譲渡する場合

2農地転用許可の手続き
転用しようとする農地が所在する市町村の農業委員会に、所定の様式で農地転用許可申請書を提出

3許可を取らずに転用した場合
3年以下の懲役または300万円以下(法人は1億円以下)の罰金が科せられる場合があります。

◎相談はお早めに
農業振興地域、地域計画に位置づけられている農地を転用する場合は、計画の見直しや事務手続きに半年以上かかる場合がありますので、早めの相談、手続きをお願いします。

岡農林環境エネルギー課 ☎65-8984
農業委員会事務局 ☎65-8986